

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき企業長が定める職に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

長浜水道企業団

企業長 三和啓司

上水道規則第1号

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき企業長が定める職に関する規則等の一部を改正する規則

(地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき企業長が定める職に関する規則の一部改正)

第1条 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき企業長が定める職に関する規則(昭和43年上水道規則第2号)の一部を次のように改正する。

本則中「、調整官」を「、技術調整官」に改める。

(長浜水道企業団職員懲戒審査委員会規則の一部改正)

第2条 長浜水道企業団職員懲戒審査委員会規則(平成10年上水道規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「含む。)」の次に「および技術調整官」を加える。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。